

研究室情報

東北大学大学院教育学研究科教育ネットワーク研究室内規

制定 平成 12 年 7 月 19 日 教授会

(設置)

第 1 条 東北大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)に、東北大学大学院教育学研究科教育ネットワーク研究室(以下「研究室」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 研究室は、次の各号に掲げる研究及び事業を行うことを目的とする。

- (1) 教育問題に関する先端的なプロジェクト型研究
- (2) 教育問題に関するコンサルテーション事業及びこれに関連する研究

(室長及び副室長)

第 3 条 研究室に、室長、副室長及び室員を置く。

2 室長は、研究室の業務を掌理する。

3 副室長は、室長を助け、研究室の業務を処理する。

4 室員は、研究室で行う研究業務に従事する。

5 室長は、東北大学大学院教育学研究科長(以下「研究科長」という。)をもって充て、副室長は研究科の教授助教授又は講師のうちから、室員は研究科の助手のうちから、第 4 条に定める運営委員会の議を経て、東北大学大学院教育学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)において選出する。

(運営委員会)

第 4 条 研究室の運営に関する事項を審議するため、東北大学大学院教育学研究科教育ネットワーク研究室運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(組織)

第 5 条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 各講座が推薦する教授、助教授又は講師 各 1 人

2 前項第 3 号に掲げる委員は、研究科教授会の議を経て、研究科長が委嘱する。

(任期)

第 6 条 前条第 1 項第 3 号に掲げる委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 運営委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、研究室の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、研究科教授会が定める。

附則

この内規は、平成12年7月19日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

コンサルテーション事業実施要項

制定 平成12年7月19日 教授会

改正 平成15年2月19日 教授会

(趣旨)

第1条 この要項は、東北大学大学院教育学研究科教育ネットワーク研究室内規第2条第2号に規定するコンサルテーション事業を行うための必要な事項を定めるものとする。

(相談室)

第2条 コンサルテーション事業を行うため、教育相談室(以下「相談室」という。)を置く。

(相談員)

第3条 前条に定める相談室に代表相談員と協力相談員を置く。

2 代表相談員は、第4条に定める相談室の業務と関連する講座又は分野の教官から、ネットワーク研究室長が委嘱する。

3 協力相談員は、相談内容に応じて代表相談員が委嘱する。

(相談室の業務)

第4条 相談室の業務は、次のとおりとする。

- (1) 障害児(者)に関すること
- (2) 発達心理に関すること
- (3) 教育経営に関すること
- (4) 異文化間教育に関すること
- (5) その他、教育に関すること

(相談の対象)

第5条 相談の対象は、次のとおりとする。

- (1) 本人
- (2) 家族
- (3) 専門家
- (4) 関係者
- (5) その他

(相談の形態)

第6条 相談の形態は、次のとおりとする。

- (1) 来室
- (2) 巡回, 家庭訪問など
- (3) 電話
- (4) インターネット, テレビ電話など
- (5) その他

(相談料)

第7条 相談室の相談業務は、当分の間、無料とする。